

多可町中学校部活動ガイドライン



平成31年1月

多可町教育委員会

多可町中学校部活動ガイドライン

◇ 多可町中学校部活動ガイドライン策定の趣旨

中学校の部活動は、学校教育の一環としておこなわれ、生徒がスポーツや文化・科学などの分野での主体的な活動を通して、それぞれの個性や能力を伸ばしたり、仲間と切磋琢磨しながら励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育む最も身近な活動の一つとして、長年その意義が認められてきた。

一方、生徒においては、運動部・文化部問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養がとれないため、学業との両立に悩んだり、疲弊したり、スポーツ障害を引き起こしたりするなど心身の健康を害するなどの課題もみられる。また、教員においては、顧問教員の多くが未経験の部活動を担当していることや、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題もある。

また、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が、複雑化・多様化し、学校だけで解決できない課題も増え、従前の体制では部活動の維持が難しくなってきた。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁は全国の生徒が、各自のニーズに合ったスポーツ活動を行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として、部活動が持続可能なものとするために、運動部の在り方の抜本的な改革に取り組む必要があるとし、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3月)を策定した。

そこで、本町では、スポーツ庁のガイドラインに則り、望ましい部活動(運動部・文化部)のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、部活動の意義や目的、これを実現させるための体制の整備、指導の在り方、休養日の設定等を規定した「多可町中学校部活動ガイドライン」を策定した。

部活動は、「心豊かにたくましく生きる人間」の育成を実現するという、人間形成に資するものであると共に、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができる資質の育成を目指している。本ガイドラインが運動部・文化部の活動にかかわる、すべての教職員・指導者はもとより、家庭、地域、部活動に関連する各種団体に広く共有され、十分に理解を得たうえで、適切な部活動が運営されることを目指す。

◇ 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示され位置づけている。

従って、本町や学校の教育目標や指針に則った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

1. 部活動の意義・目的

部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追及し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。

また、中学校3年間だけではなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。そのため日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの取組に目を向けたていねいな指導が大切である。

2. 適切な運営のための体制整備

(1) 各校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページ、学校だより、部活動保護者会等で活動方針を公表するとともに、その運用を徹底する。

(2) 活動計画・実績報告

部活動顧問は「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画（活動目、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を作成し、校長に提出する。その際、部活動顧問は生徒の

多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して設定する。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などを事前に生徒・保護者に伝える。

(3) 活動の指導・是正

校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。また、毎学期の実績報告をまとめ教育委員会に提出する。

(4) 部活動指導員の活用

部活動指導員の任用・配置（多可町中学校部活動指導員派遣事業実施要綱に基づき派遣）

教育委員会は、生徒や教師の数、外部指導者の配置状況を踏まえ、校務分掌の状況といたった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう部活動指導員を任用し、学校に派遣する。また、部活動指導員の任用にあたっては、別に定める条件を満たす者とし、教育委員会が実施する研修を修了後、部活動指導員は、校長の許可のもと部活動顧問として単独での指導や学校外での活動の引率をすることができる。

(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置

校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、複数の指導者の配置と適正な数の部活動を設置する。また、部活動の創部・休廃部並びに諸課題については、教職員や保護者等によって「部活動検討委員会」等を設置し、校長のリーダーシップのもと、組織的に課題の解決が図られるようにする。

3. 適切な指導の実施

(1) 安全指導の充実

ア 成長期の生徒の心身の健康管理

スポーツ医・科学の見地から、練習効果を得るためには、休養を適切に取ることや、過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害・けがのリスクを高めたり、バーンアウト（燃え尽き症候群）したりすることにつながることを理解する。また、女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 事故の防止

生徒は一人ひとり発達段階、体力、習得状況が異なることから、事前事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、無理のない練習となるよう留意する。特に十分に活動に慣れていない1年生や定期考査や長期休養日後の活動については注視する。

また、気象状況による危機管理や熱中症や頭頸部の事故等を未然に防止できるよう知識を深め、事故が起こった場合の対処の仕方や救急体制の確立を図る。

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者がもち、それらを行わないようにするための取組を機会あるごとに行うことが必要である。

また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、校長や顧問教員が積極的に説明し、理解を得られるようにする。

エ 施設・設備・用具の安全点検の実施

施設・設備・用具の定期的な安全点検を実施し、常に安全を確認する。また、生徒自身が、安全に関する知識や技能を身につけ、積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする。

オ 校外での活動について

練習試合や大会・コンクールへの参加など校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長の承認を得ることとする。

また、対外試合等による校外への移動については、可能な限り自転車もしくは公的交通機関（貸切バス・スクールバス等含む）を利用する。集合及び解散場所は校区内を原則とし、顧問教員または部活動指導員の引率を厳守する。交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにするとともに、保護者に過度な経済的負担がかからないよう配慮する。

公的交通機関を利用できないなどの事情がある場合には、事前に保護者に理解を得たうえで、保護者送迎による現地集合、現地解散とすることができる。ただし、県内の移動に限る。

教育委員会は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加え、民間の損害保険会社の普通傷害保険に加入し、万が一の傷害等に備える。

(2) 効果的な指導

ア 自主的・自発的な活動の実践

指導者からの一方向の指導ではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内での役割など自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげられるよう支援する。また、試合等に参加するかどうかは生徒の意思を尊重し、競技志向でない生徒の活動についても理解すること。

イ 特別支援教育の視点を生かした指導

学校には多様な特性のある生徒たちがおり、練習や試合等で困り感が解消されずに、注意ばかり受けてつらい思いをすることがある。生徒の困難さに着目した組織的でいねいな指導を行う。

ウ 短時間で効果的な指導の実践

それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。

エ 適切な休養日の設定

成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究及び顧問教員の多忙化解消の観点を踏まえ、以下の基準とする。

① 1週間のうち平日1日及び土曜日か日曜日（以下「週末」という。）のどちらか1日の少なくとも週2日を休養日とする。週末の2日間とも大会等により活動した場合、翌週に代わりの休養日を設ける。

なお、週末に大会が続く等、翌週に代わりの休養日が取れない場合は、原則、後4週間の中で休養日を設ける。特別な事情により、後4週間以内に休養日が取れない場合に限り、16週間以内のできるだけ早い時期に、平日は平日、休業日は休業日に休養日を設ける。

② 部活動の休養日は、長期休業中も含め、学校で一斉に同一の曜日を設定したり、部活動ごとに曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて校長が判断する。

- ③ 長期休業中も、学期中の休養日に準ずる。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも家庭や地域で多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

[町内統一の休養日]

夏休み： 8月13日～15日 (3日間)

冬休み： 12月29日～1月3日 (6日間)

- ④ 学力考査等テストの前や地域行事等は、学校の実態に応じて、「テスト前の休養日」や「地域行事等の休養日」等として、休養日を設ける。
- ⑤ 当初計画していた休養日にやむを得ず活動する場合は、校長の了承を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に代替りの休養日を設ける。
- ⑥ 平日の活動時間は、2時間程度とし、「最終下校時刻」を定める等、活動時間が守られるように各校で工夫する。
- ⑦ 週末及び祝日、学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。やむを得ず、3時間を超える場合であっても、生徒の健康・体調管理を最優先に休憩時間の確保や効率の良い運営に努めるなど適切に対応する。
- ⑧ 週当たりの活動時間は、16時間を越えないようにする。
- ⑨ 活動時間には、移動や準備、片付け等の時間を含まない。
- ⑩ 朝練習を行う場合は、生徒・保護者・教職員の過度な負担とならないよう配慮する。目安として、7時30分以降に開始し、実質活動時間は30分程度とする。

オ 学校等で参加する大会・コンクール等の見直し

町としては、基本的に「中体連」が主催する大会、吹奏楽連盟及び町が主催するコンクール等を「公式戦等」とする。学校長は、各部が参加する大会やコンクール等の全体像を把握し、公式戦等以外の大会や練習試合、演奏会などへの参加については、大会や演奏会等の意義や本方針の趣旨を踏まえ、教職員全体で協議を行い、共通理解を図り、参加の有無、日程や時間の精選を行う。

4. 指導力の向上に向けて

(1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得

指導者は、効果的な指導に向けて、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、指導内容や方法に関して、研究機関や優れた指導者の研究により理論付けされたものや科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを積極的に習得し、指導において活用する。

種目別指導者研修やスポーツ競技の国内総括団体が作成する運動部における合理的かつ効率的・効果的な活動のための手引書を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上を図る。

(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得

生徒にとって部活動が総合的な人間形成の場となるよう、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション、リーダー育成等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、指導力を身につけていく。

5. 教育委員会の取組

- ① 教育委員会は、本町の部活動の在り方について本ガイドラインを示し、学校、保護者、地域、関係者と共有し、広く町民に発信する。
- ② 各中学校は、保護者や部活動指導員、地域等の理解や協力を十分に得て、適切に部活動を運営する。
教育委員会：「多可町中学校部活動ガイドライン」の公表
各中学校：「学校の部活動に係る活動方針」の保護者等への説明
- ③ 教育委員会は、中学校体育連盟等と協議し本ガイドラインの推進に努める。また、部活動の適正化に向けて中学校体育連盟等と連携し、運営に係わる規定の見直し等の改善を図る。